

海外公務員贈賄防止指針について

弁護士法人 三宅法律事務所
弁護士 渡邊 雅之

弁護士法人三宅法律事務所 パートナー
弁護士 渡邊 雅之
TEL: 03-5288-1021
Email: m-watanabe@miyake.gr.jp

外国公務員贈賄罪(不正競争防止法)

○不正競争防止法18条1項

何人も、**外国公務員等**に対し、国際的な商取引に関して**営業上の不正の利益**を得るために、その外国公務員等に、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないこと、又はその地位を利用して他の外国公務員等にその職務に関する行為をさせ若しくはさせないようにあつせんをさせることを目的として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

(罰則)

- 自然人:5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金(又はこれの併科)(同法21条2項7号)
- 法人:3億円以下の罰金(同法22条1項3号)

➤ 「外国公務員」(同法18条2項)

➡**外国公務員・議員に加えて、公的任務を遂行する者(検査機関職員等も対象)**

- 外国の政府又は地方公共団体の公務に従事する者(1号)
- 外国の政府関係機関の事務に従事する者(2号)
- 外国の公的な企業の事務に従事する者(3号)
- 公的国際機関の公務に従事する者(4号)
- 外国政府等から権限の委任を受けている者(5号)

➤ 国内外で禁止

➤ **現地エージェントを介しても禁止**

➤ **不正競争防止法違反に基づく罰則以外にもされる可能性がある。**

- 取引停止・入札資格のはく奪
- 日本以外の国の法律で処罰

外国公務員贈賄罪：「営業上の利益」

- 通関時など現地政府からの合理性のない差別的な取扱いを避けるための支払であっても、拒絶が原則。ただし、拒絶したにもかかわらず要求が継続し、自社の損害回避のためやむを得ず行う支払は処罰対象たる利益供与に当たらないことがある。
 - 虚偽記録や正規でない承認手続は、不正を推認させる要素になる。
 - 純粹な社交や自社商品への理解を深めることが目的である贈答、接待、視察旅費の負担等は必ずしも賄賂とはならない可能性がある。
 - (例1) 現地社会慣習に基づく季節的な少額の贈答品提供
 - (例2) 自社工場(日本ないし第三国)の視察に要する一定の経費(視察に付随する合理的かつ相当な範囲の会食、視察の空き時間等に実施する観光等を含む)
- ⇒ファシリテーション・ペイメントについては例外的に処罰対象に当たらないとする余地を残している。
- 一 刑法第37条に規定する緊急避難に該当する場合には違法性が阻却され、処罰されない。

法人に多額の罰金が科された事例あり(日本交通技術)

□ インドネシア、ベトナム及びウズベキスタンにおける日本の円借款事業(有償資金協力事業)を巡る不正利益供与事案(東京地裁平成27年2月)(指針40頁)

⇒法人に9000万円の罰金が科された事例

- 東京都に本店を置く鉄道コンサルタント事業等を営む株式会社の元社長、元国際部長及び元経理担当取締役の3名が、**インドネシア、ベトナム及びウズベキスタンでのODA事業に関連し、鉄道公社関係者等に金銭を提供した事案。**
- 具体的には、被告人らが、いずれも被告人会社が有利な取り計らいを受けたいとの趣旨の下、対ベトナム円借款「ハノイ市都市鉄道1号線建設事業」に関し、ベトナム鉄道公社関係者に**約7,000万円の日本円**を、また、対インドネシア円借款「ジャワ南線複線化事業」に関し、インドネシア運輸省鉄道総局関係者に**合計約2,000万円相当の金銭(日本円及びルピア)**を、ウズベキスタン円借款「カルシ・テルメズ鉄道電化事業」に関し、ウズベキスタン鉄道公社関係者に**約5,477万円相当の金銭(米国ドル)**をそれぞれ供与したという事案である。
- 同事案においては、被告人3名に、懲役2年(執行猶予3年)、懲役3年(執行猶予4年)、懲役2年6か月(執行猶予3年)、**被告人会社に対し9,000万円の罰金**が科された。
- 量刑の理由では、**相当の社会的制裁を受けたこと**(被告人会社が海外事業からの撤退を余儀なくされたことや、国内でも多くの地方公共団体等から指名競争入札について一定期間の指名停止処分を受けたこと)、その他、**契約続行が不可能になったことにより履行済みの部分の支払も受けられないなど巨額の損失が発生したこと、支払済の賄賂を用途秘匿金として申告して納税したこと、コンプライアンス体制を見直し再発防止の手段を講じたこと等**が被告人会社にとって有利な事情として挙げられた。

少額の支払いや商品の贈与でも犯罪になる(手引きにおいて紹介)

□ 中国の地方政府幹部に対する不正利益供与事案(名古屋簡裁平成25年10月)(指針39~40頁)

- 愛知県に本店を置く自動車関連部品製造事業等を営む株式会社の元専務が、中国の現地工場の違法操業を見逃してもらうなどするため、地方政府の幹部に対して、約42万円相当の金銭(香港ドル)及び女性用バッグ(約14万円相当)を供与した事案。
- 同事案においては、被告人に、50万円の罰金が科された。

FCPA(Foreign Corrupt Practices Act:海外腐敗行為防止法)

➤ 企業や個人が、商機や不適切な便宜を得るために、米国外の政府関係者・公務員に、金銭や何らかの価値があるものの支払いの申し入れ、約束、または承認を助長するような行動を、直接的または間接的に行ってはならない。米国企業に限らず、以下の場合に適用される(域外適用)。

①米国証券取引所に上場している企業等

②米国所在企業等

③米国内で行為の一部を行った場合

④米国FCPAの適用を受ける者と共謀等した場合米国企業(米国に上場している外国企業も含む)がJVやコンソーシアムのメンバーに入っていた場合にも、米国企業と共謀したと認定される危険性がある(「共謀者、幫助者、代理人」)。

(法人)

刑事罰:200 万ドル以下の罰金かつ(または)利得(損失)の2 倍までの罰金

民事:21,410ドル以下の民事制裁金

(自然人)

刑事罰:25 万ドル以下の罰金かつ(または)利得(損失)の2 倍までの罰金、5 年以下の禁錮刑またはその両方

民事:21,410ドル以下の民事制裁金

※詳細は、米国FCPAリソースガイドを参照

<https://www.justice.gov/criminal-fraud/file/1292051/download>

UKBA (UKBA: Bribery Act: 英国贈収賄法)

- 以下の要件を満たす場合には、企業が贈賄罪の適用対象となる。英国企業に限らず、英国で事業の一部を行う企業にも適用される。
 - ① 企業(営利団体)の関係者が、
 - ② 当該企業のために事業や事業上の優位性を取得または確保することを意図して
 - ③ 他の者に贈賄した場合
- ファシリテーション・ペイメントも処罰対象。
- 2013年7月1日施行以来、執行件数はわずか数件

(法人)

正式裁判の場合、金額上限なしの罰金。

※略式裁判の場合、制定法上限以下の罰金。

(自然人)

正式裁判の場合、10年以下の禁錮、金額上限なしの罰金またはその併科。

※略式裁判の場合、12月以下の禁錮、制定法上限(5000ポンド)以下の罰金またはその併科。

※詳細は、UKBAガイダンス及び量刑に関するガイドラインを参照

<https://www.justice.gov.uk/downloads/legislation/bribery-act-2010>

中国(刑法・不正競争防止法)

- 中国の贈収賄規制は、刑法および不正競争防止法による。
- 商業賄賂、ファシリテーション・ペイメント(FP)も処罰対象。
- 刑法は、公務員に対する贈賄行為を禁止するとともに、「単位」(会社・団体・機関:法人処罰罪に相当)やその担当役職員の贈収賄行為、外国公務員に対する贈賄も処罰対象
- 不正競争防止法は、事業者による、商品の販売・購入を目的とした官民を問わない相手方に対する贈賄行為を禁止し、行政処罰の対象(民間贈賄も対象)
- 執行は裁量的と言われる。

外国公務員贈賄罪の適用例

年	企業		利益供与額	罰則
2007	九電工	フィリピン公務員に対する不正利益供与	80万円	⇒被告人2名にそれぞれ50万円、20万円の罰金
2009	PCI	ベトナム公務員に対する不正利益供与	60万米ドル(6,600万円)、20万米ドル(2,200万円)	⇒被告人4名に、懲役2年6月、懲役2年、懲役1年6月、懲役1年8月(それぞれ執行猶予3年) ⇒被告人会社に7,000万円の罰金
2013	フタバ	中国地方政府幹部に対する不正利益供与	42万円相当及び女性用バッグ(14万円相当)	⇒50万円の罰金
2015	日本交通技術	インドネシア、ベトナム及びウズベキスタンにおける日本の円借款事業を巡る不正利益供与	越:7,000万円 尼:2,000万円相当 ウズベキスタン: 5,477万円相当	⇒被告人3名に、懲役2年(執行猶予3年)、懲役3年(執行猶予4年)、懲役2年6か月(執行猶予3年) ⇒被告人会社に9,000万円の罰金
2019	三菱日立パワーシステムズ	タイ王国公務員に対する不正利益供与	3,993万円相当	⇒被告人2名に、懲役1年6月(執行猶予3年)、懲役1年4月(執行猶予3年)

外国公務員贈賄罪の適用例(近時:いずれもベトナム事案)

年	企業名	事案の概要	罰則
2019	個人	<p>○ベトナム公務員に対する不正供与事案(神戸簡裁令和元年12月)</p> <p>日本在住のベトナム人が、ベトナム人の在留資格の申請に必要な書類を交付してもらうために、在福岡ベトナム総領事館の領事(当時)に現金(計15万円)を供与した。</p>	個人: 罰金50万円
2019	現地法人社長	<p>○ベトナム税関職員に対する不正利益供与事案(名古屋簡裁令和2年1月)</p> <p>電子機器製品の販売等を業とする現地法人社長(当時)が、通関の違反をめぐる追徴金を減額させるなど有利な取り計らいを受けるため、ベトナムのハイフォン市税関局の幹部職員2人に15億ドン(約735万円)を供与したという事案。</p>	個人: 罰金100万円
2020	個人	<p>○ベトナム公務員に対する不正供与事案(神戸簡裁令和2年6月)</p> <p>日本在住のベトナム人が、婚姻届の提出に必要な添付書類を交付してもらうために、在大阪ベトナム総領事館の領事(当時)に現金(約10万円)を供与するなどした事案。</p>	個人: 罰金50万円
2020	個人	<p>○ベトナム公務員に対する不正供与事案(津簡裁令和2年7月)</p> <p>日本在住のベトナム人が、婚姻届の提出に必要な添付書類を交付してもらうために、在大阪ベトナム総領事館の領事(当時)に現金(計14万円)を供与する約束をした。</p>	個人: 罰金50万円

共謀、教唆・ほう助したとの理由で日系企業に FCPA が適用された事例

□ 事案の概要

- ナイジェリア政府のボニー島における LNG プラント建設プロジェクトにおいて、国際コンソーシアムが、プロジェクトを受注するために、プロジェクトの請負先を決定するナイジェリアの政府機関の役員に対してエージェントを通じて金員を供与し、1995 年から2004 年の間、総額 60 億ドル、計 4 件の契約を受注した事案。
- コンソーシアムのメンバーであった日系企業は、米国 FCPA 違反に問われ、2011 年 4月に米国司法省(DOJ)との間で司法合意を行い、罰金 2 億 1,880 万ドルを支払うとともに、コンプライアンスに関して独立したコンサルタントを 2 年間起用することに合意。

□ 事案のポイント

- 本事案は、米国 FCPA 上の「国内関係者」(domestic concern)や「発行者」(issuer)には該当しない日系企業が、米国 FCPA 違反に問われることとなった事案である(なお、エージェントとして金員の供与に関与したとされた別の日系企業も、米国 FCPA違反に問われた)。
- 本事案においては、コンソーシアムのメンバーのうち、アメリカ企業は米国 FCPA 上の「国内関係者」(domestic concern)に該当し、また、フランス企業は米国証券取引所に上場していたことにより米国 FCPA 上の「発行者」(issuer)に該当したため、それぞれ米国 FCPA が適用された。
- コンソーシアムのメンバーであった日系企業は、これらの要件に該当しなかったものの、①これらの企業とともに、プロジェクトを受注するためにナイジェリアの公務員に金員を供与することを議論する等、様々な態様で「共謀」(conspiracy)を行っていたとの理由、及び②「国内関係者」によるナイジェリアの公務員に対する送金を「幫助・教唆」(aid and abet)したとの理由により、米国 FCPA 違反に問われた。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/pdf/fcpa/fcpacase01.pdf

三菱日立パワーシステムズ事件

□ タイ王国公務員に対する不正供与事件(東京地裁平成31年3月)

- 横浜市に本店を置き、火力発電システム等に係る施設又は設備を構成するボイラー、ガスタービン等の機器及び装置の研究、開発、設計、調達、製造等に関する業務等を目的とする会社の元執行役員兼調達総括部長、調達総括部ロジスティクス部長及び取締役常務執行役員兼エンジニアリング本部長の3名が、現地の下請業者から派遣された者を介して、タイ王国の公務員に金銭を供与した事案であり、合意制度が適用された事案。
- 具体的には、タイ王国の公務員に対し、新たに接岸する船舶の種別の変更申請を行う等の正規の手続によらずに許可条件違反を黙認してはしけの仮棧橋への接岸及び貨物の陸揚げを禁じないなどの有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨の下に、現地の下請業者から派遣された者を介して、現金1,100万タイバーツ(当時の円換算3,993万円相当)を供与したという事案である。
- 同事案においては、被告人2名に懲役1年6月(執行猶予3年)、懲役1年4月(執行猶予3年)が科された。本件は、合意制度が適用された結果、会社は刑事訴追を受けていない。

合意制度(刑事訴訟法350条の2)

□ 合意制度(平成30年(2018年)6月1日施行)

- 正式名称は「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度」
- 特定の財政経済犯罪及び薬物銃器犯罪を対象として、検察官と被疑者・被告人が、弁護人の同意がある場合に、①被疑者・被告人が、他人の刑事事件について供述したり、証拠物を提出するなどの協力行為をすること、②検察官が、被疑者・被告人の事件について、不起訴にしたり、軽い訴因で起訴したり、軽い求刑をするなどの有利な取扱いをすること、を内容とする合意をすることができるというもの。
- 不正競争防止法の罪は、合意制度の対象犯罪となっていることから、当該制度の導入により、不正競争防止法の罪について、検察官と被疑者・被告人が、弁護人の同意がある場合、被疑者・被告人が他人の刑事事件について供述をするなどの協力行為をし、検察官が、被疑者・被告人の事件について、不起訴にしたり、軽い求刑をするなどの有利な扱いをすることを内容とする合意をすることができるようになった。
- 米国のような量刑ガイドラインはない。

□ 合意制度の三菱日立パワーシステムズ事件への適用に対する批判

- 企業が社員個人に責任を押し付ける結果になっているのではないかとの批判がある。

外国公務員贈賄防止指針(經濟産業省)

指針の背景・目的

- 外国公務員贈賄防止条約(1997年) ⇒ 2019年7月現在、日本を含め44か国締約
 - 犯罪の構成要件
 - 外国公務員の定義
 - 制裁
 - 裁判権
 - 資金洗浄
 - ⇒ 日本は平成10年に不正競争防止法を改正(平成11年2月施行)し、外国公務員贈賄罪を設ける。2019年7月現在、日本を含め44か国批准

 - 指針策定の目的
 - 国際商取引に関連する企業における外国公務員等に対する贈賄防止のための自主的・予防的アプローチを支援。
- ※平成16年5月26日制定

指針の構成

第1章 指針の背景と目的

1. 指針の背景
2. 指針策定の目的
3. 指針の構成及び留意事項

第2章 企業における外国公務員贈賄防止体制について

1. 基本的考え方
2. 企業が目標とすべき防止体制の在り方
3. 子会社の防止体制に対する親会社の支援の在り方
4. 有事における対応の在り方
5. その他

第3章 不正競争防止法における処罰対象範囲について

1. 外国公務員贈賄罪の構成要件
2. 外国公務員等の定義
3. 罰則
4. 外国公務員贈賄罪の適用事例

第4章 その他関連事項

1. OECD条約の義務を履行するための関連措置
2. その他国内における関連施策
3. 諸外国等の法制度及び運用に関する動向

OECD贈賄作業部会 第4期対日審査報告書 作業部会の勧告

【財産的制裁】

勧告12(a)

外国公務員贈賄で有罪となった自然人に対する法定の罰金額の上限を十分に引き上げる法律を制定すること。

勧告15(a)

大規模な汚職事案においても、課される罰金が効果的で、均衡がとれ、かつ抑止力のあるものであることを確保するために、法定刑の上限を引き上げること、又は贈賄額や取得した不法な利益相当のより高い罰金を科すことができる他の根拠を提供すること。



【公訴時効期間】

勧告7(c)

外国公務員贈賄の効果的な訴追を確保するために外国公務員贈賄罪の公訴時効期間を適当な期間に延長するために必要な措置をとること、又は同様の目的を達成するために捜査の間公訴時効期間を停止する手段を導入すること。

【外国人従業員の管轄権】

勧告14(b)

海外で活動する日本企業が外国人従業員を通じて贈賄が行われた場合を含め、日本が外国公務員贈賄罪に対して国籍に基づく管轄権を確保するために速やかに法制を見直すこと。

パブリックコメント

[「外国公務員贈賄防止に関する研究会 報告書\(案\)」、「外国公務員贈賄防止指針\(改訂案\)」、及び「外国公務員贈賄防止指針のてびき\(案\)」に対する意見公募](#)

受付開始日 2021年3月23日

受付締切日 2021年4月23日

[外国公務員贈賄防止に関する研究会 報告書\(案\)](#)

[外国公務員贈賄防止指針\(改訂案\)](#)

[外国公務員贈賄防止指針のてびき\(案\)](#)

参考：[「外国公務員贈賄防止に関する研究会 報告書\(案\)」の概要](#)

参考：[「外国公務員贈賄防止指針\(改訂案\)」の新旧対照表](#)

外国公務員贈賄防止に関する研究会 報告書(案)の概要

第1章 経緯

我が国では、OECD外国公務員贈賄防止条約を締結するに当たり、不正競争防止法を改正し、外国公務員贈賄罪を創設。その後も、外国公務員贈賄防止指針の改訂や法改正等を行い、OECDによる相互審査での勧告に適切に対応してきたところ。2019年には、フェーズ4審査を受け、対日審査報告書が公表、延べ17にわたる勧告がなされた。そこで、当該条約を巡る課題や産業界に対する更なる啓蒙を目的として外国公務員贈賄防止に関する研究会を開き、外国公務員贈賄防止指針の改訂や不正競争防止法に係る勧告の論点について議論を実施。

第2章 外国公務員贈賄防止指針について

スモール・ファシリテーション・ペイメント（SFP）に関して、フェーズ4での勧告（勧告5）を踏まえ、定義、企業への支払禁止の奨励に係る記載や不競法上での取り扱い等を追記。また、その他の勧告内容（勧告4）を踏まえた修正や前回の改訂からの情報更新を実施。

第3章 罰則等について

フェーズ4での勧告を受け、法制面に関わる以下の三点について、検討を実施。

論点	現状	対日審査での指摘事項	本研究会における議論のまとめ
財産的制裁	<p>【外国公務員贈賄罪での罰金】 自然人：500万円以下（不競法21条2項7号） 法人：3億円以下（不競法22条1項3号） ※2021年2月時点で、外国公務員贈賄罪の適用事件における最高罰金額は自然人：100万、法人：9,000万。 【条約】 刑罰の範囲は自国の公務員に対する贈賄に適用されると同等のものと規定（3条1）。（※自国公務員に対する贈賄罪での罰金は250万円以下、（刑法198条））</p>	<p>勧告12（a）：外国公務員贈賄で有罪となった自然人に対する法定の罰金額の上限を十分に引き上げる法律を制定すること。 勧告15（a）：大規模な汚職事案においても、課される罰金が効果的で、均衡がとれ、かつ抑止力のあるものであることを確保するために、法定刑の上限を引き上げること、又は贈賄額や取得した不法な利益相当のより高い罰金を科することができる他の根拠を提供すること。</p>	<p>・自然人の法定刑：自国公務員に対する贈賄罪と比して現状の法定刑でも十分であること等から、直ちに法定刑の引き上げを行うことについては否定的な意見が大半。 ・法人の法定刑：中小企業者にとっては現行の法定刑の上限額でも十分な抑止力となっていること、入札資格のはく奪、レビュテーションリストのインパクト等、実際の罰金額以外の要素も踏まえ、慎重に検討すべき。罰金スライド制※の導入についても、外国公務員贈賄罪に関し、罰金額の根拠とするに相応しい基準を見出し得るかについて慎重な検討が必要。 ※寛取引額や不当利得の額等をベースとして、罰金額の上限を規定する制度</p>
公訴時効期間	<p>【公訴時効期間】 法定刑を基準として決められており、その期間を経過することによって公訴時効が完成（刑法250条）。 【外国公務員贈賄罪の懲役刑】 5年以下（不競法21条2項7号） 【自然人、法人の公訴時効期間】 5年（刑法250条2項5号、不競法22条3項）※一定の事由により時効の進行が停止し、停止事由が消滅した後に残存期間が進行する制度がある（刑法254条、255条）。</p>	<p>勧告7（c）：外国公務員贈賄の効果的な訴追を確保するために外国公務員贈賄罪の公訴時効期間を適当な期間に延長するために必要な措置をとること、又は同様の目的を達成するために捜査の間公訴時効期間を停止する手段を導入すること。</p>	<p>・刑事訴訟法において、公訴時効期間は、当該罪の法定刑の最も重い刑が基準となっているところ、公訴時効期間を延長することを目的とする懲役刑の上限の引き上げは適切でないとの意見が大半。 ・自然人に連動させて法人の時効を停止させるとなると、両罰規定を有するその他の法令に多大な影響があるため、不競法単体で結論を得ることは困難。</p>
外国人従業員 の 管轄権	<p>【管轄権】 国内で贈賄行為を行った者（刑法8条、1条） 国外で贈賄行為を行った日本人（不競法21条8項、刑法3条） 従業員等が法人の業務に関して贈賄行為をした場合はその法人（不競法22条1項3号） →（海外で活動する）外国人従業員が国外で贈賄行為を行った場合については、日本人や日本国内の者との共謀が認められれば、その法人も含め、管轄権を有する（処罰可能）。</p>	<p>勧告14（b）：海外で活動する日本企業が外国人従業員を通じて贈賄が行われた場合を含め、日本が外国公務員贈賄罪に対して国籍に基づく管轄権を確保するために速やかに法制を見直すこと。</p>	<p>・日本における外国公務員贈賄事案において、日本人や日本国内の者が関与しない事案は想定し難いところ、それらの者と共謀関係がない従業員にまで無条件に管轄権を拡大することの必要性は認められないとの意見が大半。 ・外国公務員贈賄罪に保護主義又は世界主義を適用するとの考え方についても検討したが、これまでの保護主義・世界主義の考え方に照らし、直ちに、外国公務員贈賄罪に、これらの考え方を適用し場所的適用を拡充することは適切でない、との意見が大半。</p>

第4章 外国公務員贈賄防止指針のてびきについて

中小企業への周知を促進するために、外国公務員贈賄防止指針とパンフレットの間の位置づけとなる「外国公務員贈賄防止指針のてびき」を作成した。

スモール・ファシリティ・ペイメント(SFP)の定義の明確化・企業への禁止の奨励

勧告5. スモール・ファシリティ・ペイメントに関して、WGBは日本に対して以下を勧告する。(1) 条約のコメンタリー9と整合するようスモール・ファシリティ・ペイメントの定義と範囲を明確にすること、(2)企業に対して、それぞれの内部統制、倫理及びコンプライアンスに係るプログラム及び措置においてそうした支払いを禁止するよう奨励すること。

⇒指針には以下の点を追加。

(1) 企業へのSFPの禁止を奨励

SFPであっても営業上の不正の利益を得るための利益供与に該当し得ることから、企業においてSFPの禁止を広く従業員に認識させることが重要であり、そのためには、社内規程に当該内容を盛り込むことが効果的である。そこで、外国公務員贈賄防止指針における「社内規程の策定」の箇所にSFPに関して追記することを検討。その際、SFPが何を意味するのかを明確にしつつ、留意点等を記載すべきとの研究会での意見も踏まえ、脚注においてSFPの概念を記載し、併せて企業が諸外国での取扱いについても参照できるように、米国及び英国でのFPの取扱いについて補足説明を追記することを検討。

(2) 不正競争防止法上におけるSFP等の取扱いについて

不競法におけるSFPの取り扱いを明確化するため、外国公務員贈賄防止指針「第3章 不正競争防止法における処罰対象範囲」についての「1. 外国公務員贈賄罪の構成要件」の箇所に、不競法上、いわゆるSFPがどのように取り扱われるかについての記載を追記することを検討。

スモール・ファシリティ・ペイメント(SFP)の定義の明確化・企業への禁止の奨励

勧告5. スモール・ファシリティ・ペイメントに関して、WGBは日本に対して以下を勧告する。(1) 条約のコメンタリー9と整合するようスモール・ファシリティ・ペイメントの定義と範囲を明確にすること、(2)企業に対して、それぞれの内部統制、倫理及びコンプライアンスに係るプログラム及び措置においてそうした支払いを禁止するよう奨励すること。

⇒指針には以下の点を追加。

(1) 企業へのSFPの禁止を奨励

SFPであっても営業上の不正の利益を得るための利益供与に該当し得ることから、企業においてSFPの禁止を広く従業員に認識させることが重要であり、そのためには、社内規程に当該内容を盛り込むことが効果的である。そこで、外国公務員贈賄防止指針における「社内規程の策定」の箇所にSFPに関して追記することを検討。その際、SFPが何を意味するのかを明確にしつつ、留意点等を記載すべきとの研究会での意見も踏まえ、脚注においてSFPの概念を記載し、併せて企業が諸外国での取扱いについても参照できるように、米国及び英国でのFPの取扱いについて補足説明を追記することを検討。

(2) 不正競争防止法上におけるSFP等の取扱いについて

不競法におけるSFPの取り扱いを明確化するため、外国公務員贈賄防止指針「第3章 不正競争防止法における処罰対象範囲」についての「1. 外国公務員贈賄罪の構成要件」の箇所に、不競法上、いわゆるSFPがどのように取り扱われるかについての記載を追記することを検討。

その他の指針の改訂箇所

1. 社内規程の策定

- 近年エージェント等の第三者を通じた間接的な贈賄リスクが増していることを踏まえ、第三者を起用するにあたり、契約前に行うデュー・デリジェンス(以下、「DD」という。)の記載の追記を検討。

2. 子会社の防止体制に対する親会社の支援の在り方

- 近年M&Aを通じて海外企業を子会社とする例が増えており、それに伴い、贈賄リスクも増えていることから、M&Aの留意点に係る記載の追記を検討。
- その際、外国公務員贈賄防止指針「3. 子会社の防止体制に対する親会社の支援の在り方」の構成を「3. 子会社の防止体制に対する親会社の支援・指導の在り方」とした上で、「(1)総論」と「(2)M&Aの際における留意点」に分け、「(1)総論」においては、平成27年以降に政府が対外公表している報告書等を参考に、子会社の防止体制の構築・運用の情報の追記、「(2)M&Aの際における留意点」においては、リスクベースアプローチに基づいて、買収前のDDにおける調査項目の例や買収直後に検証等を行うこと等の追記を検討。

3. 有事における対応の在り方

- 平成28年5月の刑事訴訟法の改正により、合意制度が導入され、平成30年6月に施行されたことを踏まえ、社内調査等により賄賂を外国公務員等に支払った可能性があることが判明した場合、企業の留意点として、捜査機関への通報や自首と併せて検察官に対する合意制度の適用の申し入れを検討することの追記を検討。

経営トップの姿勢・メッセージの重要性

新	旧
<p>(4)防止体制の構築及び運用にあたっての視点(略)</p> <p>①経営トップの姿勢・メッセージの重要性</p> <p>過去の国内外の処罰事例では、現場の従業員が賄賂は会社のためになるとして「正当化」することが見られるが、経営トップのみがそのような誤った認識を断ち切ることができる<u>ため、経営トップは、以下のことを全従業員に対して明確に、繰り返し示すことが効果的である。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>利益獲得のために不正な手段を取ることなく、迷わず法令遵守を貫くことが中長期的な企業の利益にもつながること</u> ○ <u>従業員は不正な手段を利用して獲得した利益は評価されず、厳正に処分されること</u> ○ <u>過去に法令遵守を軽視する企業文化があったとしても、そのような「旧弊」は断ち切らなければいけないこと</u> 	<p>(4)防止体制の構築及び運用にあたっての視点(略)</p> <p>①経営トップの姿勢・メッセージの重要性</p> <p>過去の国内外の処罰事例では、現場の従業員が賄賂は会社のためになるとして「正当化」することが見られるが、経営トップのみがそのような誤った認識を断ち切ることができる。<u>「現場において、法令を遵守するか、利益獲得のため不正な手段を取るかの二者択一の状況に直面した場合には、迷わず法令遵守を貫くことが中長期的な企業の利益にもつながること」「従業員は不正な手段を利用して獲得した利益は評価されず、厳正に処分されること」「過去に法令遵守を軽視する企業文化があったとしても、そのような「旧弊」は断ち切らなければいけないこと」といった経営トップの姿勢が全従業員に対して明確に、繰り返し示されることが効果的である。</u></p>

リスクベース・アプローチ

新	旧
<p>②リスクベース・アプローチ（略） 行為類型については、 （i）現地政府からの許認可の取得・受注や国有企業との取引などに関して助言や交渉を行う事業者（エージェント、コンサルタント）の起用・更新、 （ii）高リスクと考えられる国・事業分野におけるジョイントベンチャー組成の際の相手先の選定や、高リスクと考えられる国・事業分野におけるSPCの利用、 （iii）高リスクと考えられる国・事業分野において当該国の政府関連事業実績の多い企業 に対するM&A（株式の取得等）、 （iv）受注金額や契約形式等から勘案して贈賄リスクが高いと考えられる公共調達への参加、 （v）外国公務員等に対する直接、間接の支払を伴う社交行為 などが高リスクであると考えられる。 （略）</p>	<p>②リスクベース・アプローチ（略） 行為類型については、 （i）現地政府からの許認可の取得・受注や国有企業との取引などに関して助言や交渉を行う事業者（エージェント、コンサルタント）の起用・更新、 （ii）高リスクと考えられる国・事業分野におけるジョイントベンチャー組成の際の相手先の選定や、高リスクと考えられる国・事業分野におけるSPCの利用、 （iii）高リスクと考えられる国・事業分野において当該国の政府関連事業実績の多い企業の 取得（株式の取得等）、 （iv）受注金額や契約形式等から勘案して贈賄リスクが高いと考えられる公共調達への参加、 （v）外国公務員等に対する直接、間接の支払を伴う社交行為 などが高リスクであると考えられる。 （略）</p>

贈賄リスクを踏まえた子会社における対応の必要性

新	旧
<p>③贈賄リスクを踏まえた子会社における対応の必要性</p> <p>仮に海外子会社を含む子会社が国内外の関係法令に基づき外国公務員贈賄罪で処罰される場合には、親会社も、その資産である子会社株式の価値だけでなく、親会社自身の信用も毀損され、<u>ブランド力や信頼度の低下を通じて企業グループの企業価値の毀損につながることも多く</u>、さらには、親会社自身に対して刑事罰が科される※といった形で大きな損失を受ける可能性がある。</p> <p>(略)</p> <p>(5)その他の留意事項 (略)</p>	<p>③贈賄リスクを踏まえた子会社における対応の必要性</p> <p>仮に海外子会社を含む子会社が国内外の関係法令に基づき外国公務員贈賄罪で処罰される場合には、親会社も、その資産である子会社株式の価値だけでなく、親会社自身の信用も毀損され、</p> <p>さらには、親会社自身に対して刑事罰が科される※といった形で大きな損失を受ける可能性がある。</p> <p>(略)</p> <p>(5)その他の留意事項 (略)</p>

企業が目標とすべき防止体制の在り方

新	旧
<p>2. 企業が目標とすべき防止体制の在り方 (略)</p> <p>(1)防止体制の基本的内容</p> <p>企業の規模・事業形態等によって具体的内容は大きく異なりうるものの、一般的には、以下の6項目が防止体制として望ましい要素であると考えられる。</p> <p>なお、各企業に適した具体的な防止体制の構築にあたっては、COSO(米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会)フレームワークも一つの手がかりとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 基本方針の策定・公表(下記(2)) - 社内規程の策定(社交行為や代理店の起用など高リスク行為に関する承認ルールや、懲戒・問責処分に関するルール等)(下記(3)) - 組織体制の整備(下記(4)及び後節4.) - 社内における教育活動の実施(下記(5)) - 監査等(下記(6)) - 経営者等による見直し(下記(7)) 	<p>2. 企業が目標とすべき防止体制の在り方 (略)</p> <p>(1)防止体制の基本的内容</p> <p>企業の規模・事業形態等によって具体的内容は大きく異なりうるものの、一般的には、以下の6項目が防止体制として望ましい要素であると考えられる。</p> <p>なお、各企業に適した具体的な防止体制の構築にあたっては、COSO(米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会)フレームワークも一つの手がかりとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 基本方針の策定・公表(下記(2)) - 社内規程の策定(社交行為や代理店の起用など高リスク行為に関する承認ルールや、懲戒処分に関するルール等)(下記(3)) - 組織体制の整備(下記(4)及び後節4.) - 社内における教育活動の実施(下記(5)) - 監査(下記(6)) - 経営者等による見直し(下記(7))

基本方針の策定・公表

新	旧
<p>(2)基本方針の策定・公表</p> <p>国内外の法令違反となる外国公務員贈賄行為を未然防止するため、以下の要素が盛り込まれた基本方針を策定すること。<u>この際、企業集団共通のポリシーを明文化することで、子会社の現場の従業員に対してもアカウントビリティを果たすことが望ましい。</u></p> <p>なお、基本方針や社内規程は、外国公務員贈賄防止を支える企業倫理とともに社内で共有化され、徹底が図られることが重要である。このような観点から、経営者のみならず、現場の従業員により近い、各事業部門や拠点などのコンプライアンス責任者が、経営者と目線を揃えた同趣旨のメッセージを重ねて発出することも効果的である。</p> <p>また、策定された基本方針を、社内及び社外に対し公表し贈賄防止に向けた企業意思を発信すること、そして、国内外の外国人従業員への周知のみならず、外国政府や、外国投資家、商取引相手の理解を求める等の場面でも活用できるよう、必要に応じ翻訳しておくことも望ましい。</p> <p>○（前節1.（4）①のとおり）「目先の利益よりも法令遵守」という経営者の基本姿勢。</p> <p>○ 外国公務員等に対し、当該国の贈賄罪又は不正競争防止法（<u>あるいは、米国、英国など第三国の適用法令</u>）の外国公務員贈賄罪に該当するような贈賄行為を行わないこと。</p> <p><u>○ 贈賄防止に向けた社内体制の構築や当該社内体制に基づく取組</u></p>	<p>(2)基本方針の策定・公表</p> <p>国内外の法令違反となる外国公務員贈賄行為を未然防止するため、以下の要素が盛り込まれた基本方針を策定すること。</p> <p>なお、基本方針や社内規程は、外国公務員贈賄防止を支える企業倫理とともに社内で共有化され、徹底が図られることが重要である。このような観点から、経営者のみならず、現場の従業員により近い、各事業部門や拠点などのコンプライアンス責任者が、経営者と目線を揃えた同趣旨のメッセージを重ねて発出することも効果的である。</p> <p>また、策定された基本方針を、社内及び社外に対し公表し贈賄防止に向けた企業意思を発信すること、そして、国内外の外国人従業員への周知のみならず、外国政府や、外国投資家、商取引相手の理解を求める等の場面でも活用できるよう、必要に応じ翻訳しておくことも望ましい。</p> <p>○（前節1.（4）①のとおり）「目先の利益よりも法令遵守」という経営者の基本姿勢。</p> <p>○ 外国公務員等に対し、当該国の贈賄罪又は不正競争防止法の外国公務員贈賄罪に該当するような贈賄行為を行わないこと。</p>

社内規定の策定

新	旧
<p>(3)社内規定の策定 高リスクの業務行為について、当該企業における慎重な考慮を担保するため、以下の要素が盛り込まれた社内規程を策定すること。</p> <p>○ 外国公務員等との接点が生じる場面を整理した上で各場面における社内手続や判断基準等をマニュアル化すること。マニュアル作成にあたっては、外国公務員等との接点が、海外のみならず国内においても生じうること、近年、企業による直接的な贈賄リスクに加え、エージェント等の第三者を通じた間接的な贈賄リスクが増していることに留意すること。</p> <p>特に、リスクベース・アプローチに基づき、以下の高リスクの行為については、承認要件、決裁手続、記録方法等に関するルールを制定することが望ましい。</p> <p>(i) 略</p> <p>(ii) 前節1.(4)②に記載した高リスクな行為類型</p> <ul style="list-style-type: none"> - 契約前の確認手続(表明保証及び宣誓、<u>デュー・デリジェンス(以下、「DD」という。)</u>)及び契約期間中等の手続(監査、資料要求、無催告解除や支払停止)を定めること。 - <u>例えば、エージェント等を起用するにあたり、以下のようなことが考えられる。</u> - <u>DDにおいては、エージェント等の所在国/取引が行われる国、取引における外国公務員等との接点や関係性、エージェント等の贈賄防止に係る社内規定の整備及び遵守状況、過去及び現在の贈賄リスク、政府機関等との取引における支出等を調査項目として実施すること。</u> - <u>契約条項には、エージェント等による贈収賄に関する法令遵守等の表明保証、エージェント等に対する調査・監査権限、請求書等の資料・情報提供義務、取引等の記録保存義務、表明保証違反が認められた場合の解除権・損害賠償請求権等の条項を織り込むこと。</u> - <u>委託する業務内容に比して支払う金額が合理的な金額であることを確認すること。</u> <p>※M&Aの際における留意点は、後述の18頁参照。</p> <p>○ スモール・ファシリテーション・ペイメント(Small Facilitation Payments: SFP)は、そのような支払自体が「営業上の不正の利益を得るため」の利益供与に該当し得ることから、SFPを原則禁止とする旨社内規定に明記することが望ましい。</p>	<p>(3)社内規定の策定 高リスクの業務行為について、当該企業における慎重な考慮を担保するため、以下の要素が盛り込まれた社内規程を策定すること。</p> <p>○ 外国公務員等との接点は、<u>海外のみならず国内においても生じ得ることを勘案し、それぞれに応じた対策の在り方を整理するとともに、</u>各社で<u>一定の</u>社内手続や判断基準等をマニュアル化しておくこと。</p> <p>特に、リスクベース・アプローチに基づき、以下の高リスクの行為については、承認要件、決裁手続、記録方法等に関するルールを制定することが望ましい。</p> <p>(i) 略</p> <p>(ii) 前節1.(4)②に記載した高リスクな行為類型</p> <ul style="list-style-type: none"> - 契約前の確認手続(表明保証及び宣誓、<u>デュー・デリジェンス</u>)及び契約期間中等の手続(監査、資料要求、無催告解除や支払停止)を定めること。

エージェントの起用の留意点

マニュアル作成にあたっては、外国公務員等との接点が、海外のみならず国内においても生じうること、近年、企業による直接的な贈賄リスクに加え、**エージェント等の第三者を通じた間接的な贈賄リスクが増している**ことに留意すること。

例えば、エージェント等を起用するにあたり、以下のようなことが考えられる。

- DDにおいては、**エージェント等の所在国/取引が行われる国、取引における外国公務員等との接点や関係性、エージェント等の贈賄防止に係る社内規定の整備及び遵守状況、過去及び現在の贈賄リスク、政府機関等との取引における支出等を調査項目として実施すること。**
- **契約条項には、エージェント等による贈収賄に関する法令遵守等の表明保証、エージェント等に対する調査・監査権限、請求書等の資料・情報提供義務、取引等の記録保存義務、表明保証違反が認められた場合の解除権・損害賠償請求権等の条項を織り込むこと。**
- **委託する業務内容に比して支払う金額が合理的な金額であることを確認すること。**

スモール・ファシリティ・ペイメント(SFP) (脚注38)

スモール・ファシリティ・ペイメントについては一義的な定義があるものではないが、例えば、通常の行政サービスに係る手続の円滑化のための少額の支払いとされることがある。当該スモール・ファシリティ・ペイメントが不正競争防止法に違反するか否かについては、「**営業上の不正の利益を得る**」目的の有無によって判断される。なお、外国公務員等の国の判例法や成文の法令において認められ又は要求されていた利益については、23, 24頁に記載のとおり不正競争防止法第18条違反とはならない。

ファシリティ・ペイメントに関する諸外国の取扱いに関し、米国FCPAでは、我が国とは異なり、外国公務員等による裁量の無い決まりきった業務(routine governmental action)に関して行われる円滑化のための支払いが法律上除外とされているが、当該支払いに該当するか否かは金額ではなく、個々の支払い行為の「目的」等の実質的な要素に基づき判断される(15 U.S.C. § § 78dd-1 (b), 78dd-2 (b), 78dd-3 (b)、(FCPAリソースガイド25、26頁参照(<https://www.justice.gov/criminal-fraud/file/1292051/download>)))。

また、英国UKBAでは、英国検察当局が発行するガイダンス(“Bribery Act 2010: Joint Prosecution Guidance of The Director of the Serious Fraud Office and The Director of Public Prosecutions”)で、ファシリティ・ペイメント(FP)に関して訴追するか否かの検察当局の考慮要素が示されているものの、我が国と同様、ファシリティ・ペイメント(FP)に関する条文上の例外規定は存在しない(<https://www.cps.gov.uk/legal-guidance/bribery-act-2010-joint-prosecution-guidance-director-serious-fraud-office-and>)。

スモール・ファシリティ・ペイメント(SFP)に関する記載の追加

○「営業上の不正の利益」を得る目的の有無が問題となり得る場合

(Ⅲ)その他

○ 我が国の不正競争防止法においては、明示的にスモール・ファシリテーション・ペイメント(SFP)に関する除外規定を置いていないことから、**外国公務員等への金銭その他の利益の供与は、例え少額であっても、「営業上の不正の利益を得る」目的を有する場合には不正競争防止法違反になる。したがって、いわゆるSFPであるということのみを理由としては処罰を免れることはできない。**

社内相談窓口及び通報窓口の設置等

新	旧
<p>②社内相談窓口及び通報窓口の設置等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国公務員から賄賂を求める依頼があった場合や起用しているエージェント、コンサルタントから賄賂の提供を示唆する追加経費の要請があった場合等、個別の具体的事例に基づいた判断が必要な事態が生じた場合に備え、相談窓口(ヘルプライン)を設置すること。 ○ 相談窓口に加え、内部通報等を受け付けるための通報窓口を設置すること。 ○ 相談窓口及び通報窓口については、<u>秘密性の確保に加え、匿名通報の許容や通報者に対する報復行為禁止の徹底を図る</u>とともに、弁護士等外部専門家等を積極的に活用すること。 ○ 相談や通報の内容・状況について適切にコンプライアンス責任者に報告され、必要に応じて、対応方針の決定や窓口機能の改善を図ること。 ○ 関係者で十分なコミュニケーションを図る機会を確保すること。 ○ 必要に応じ、面談による報告相談や聞取調査等も活用すること。 	<p>②社内相談窓口及び通報窓口の設置等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国公務員から賄賂を求める依頼があった場合や起用しているエージェント、コンサルタントから賄賂の提供を示唆する追加経費の要請があった場合等、個別の具体的事例に基づいた判断が必要な事態が生じた場合に備え、相談窓口(ヘルプライン)を設置すること。 ○ 相談窓口に加え、内部通報等を受け付けるための通報窓口を設置すること。 ○ 相談窓口及び通報窓口については、<u>秘密性を確保する</u>とともに、弁護士等外部専門家等を積極的に活用すること。 ○ 相談や通報の内容・状況について適切にコンプライアンス責任者に報告され、必要に応じて、対応方針の決定や窓口機能の改善を図ること。 ○ 関係者で十分なコミュニケーションを図る機会を確保すること。 ○ 必要に応じ、面談による報告相談や聞取調査等も活用すること。

監査等

新	旧
<p>(6) 監査等</p> <p>定期的又は不定期の監査により、社内規程の遵守状況を含め防止体制が実際に機能しているか否かを確認するとともに、必要に応じて、監査結果等が後記(7)の見直しに反映されること。</p> <p>○ コンプライアンス責任者や法務・経理担当者、監査役などの監査に携わる役職員等は、防止体制が有効に機能しているか否かについて定期的に確認し、実施状況进行评估すること43。その際、監査に携わる役職員は、懐疑心を持って、監査対象情報を評価することが望ましい。</p> <p>○ 監査結果等については、経営者、コンプライアンス責任者、法務・経理・監査部門の責任者、関連する従業員に広く情報が共有されるよう努めること。</p>	<p>(6) 監査</p> <p>定期的又は不定期の監査により、社内規程の遵守状況を含め防止体制が実際に機能しているか否かを確認するとともに、必要に応じて、監査結果等が後記(7)の見直しに反映されること。</p> <p>○ 監査担当者(コンプライアンス責任者や法務・経理担当者、監査役などの監査に携わる役職員)は、防止体制が有効に機能しているか否かについて定期的に監査し、実施状況进行评估すること。その際、監査担当者は、懐疑心を持って、監査対象情報を評価することが望ましい。</p> <p>○ 監査結果等については、経営者、コンプライアンス責任者、法務・経理・監査部門の責任者、関連する従業員に広く情報が共有されるよう努めること。</p>

注43)近年、内部統制を検討するにあたって、事業部門(第1線)、管理部門・内部統制部門(第2線)、内部監査部門(第3線)から構成される3ラインディフェンスの重要性が指摘されており、経済産業省「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」(2019年6月28日策定)4.6.2～4.6.4においては、「第1線(事業部門)におけるコンプライアンスを確保するため、ハード面(ルール整備やITインフラ等)とソフト面(現場におけるコンプライアンス意識の醸成・浸透)の両面から取り組むことが重要である」、「第2線(管理部門)の実効的な機能発揮のため、第1線(事業部門)からの独立性を確保し、親子間で直接レポート等のラインを通貫させることが検討されるべきである」、「第3線(内部監査部門)の実効的な機能発揮のため、第1線(事業部門)と第2線(管理部門)からの独立性が実質的に確保されるべきである。子会社業務の内部監査については、各子会社の状況に応じて、①子会社の実施状況を監視・監督するか、②親会社が一元的に実施するかが適切に判断されるべきである。」といった指摘がされているところ、本文記載の第2線・第3線による監査にとどまらず、第1線による自立的なリスク管理も重要と考えられる。

子会社の防止体制に対する親会社の支援・指導の在り方

新	旧
<p>3. 子会社の防止体制に対する親会社の支援・指導の在り方</p> <p>親会社は、企業グループ内の、直接・間接に支配権を有する子会社に対して、1. 及び2. の内容を踏まえた必要な防止体制の構築及び運用を推進し、その状況について定期又は不定期に確認することが必要である。<u>特に、近年、M&Aを通じて、海外企業を子会社とする例も増えているが、多様な背景や価値観を持つ企業が同一の企業集団に含まれることになる中、より高度なリスクマネジメントが求められているといえる。</u></p> <p>(中略)</p> <p>なお、子会社における防止体制の状況の確認にあたっては、規程類の整備状況にとどまらず、規程類を含めた防止体制が実際に現場において機能しているか否かを確認することが重要である。場合によっては、親会社が子会社の現場従業員との意見交換、規程類の運用実績の確認等(サンプルチェック等)を行うことも考えられる。<u>また、効果的に防止体制を運用するために、子会社の状況に応じて、公務員に対する支出をより上位の者が決裁することも考えられる49。</u></p>	<p>3. 子会社の防止体制に対する親会社の支援の在り方</p> <p>親会社は、企業グループ内の、直接・間接に支配権を有する子会社に対して、1. 及び2. の内容を踏まえた必要な防止体制の構築及び運用を推進し、その状況について定期又は不定期に確認することが必要である。</p> <p>(中略)</p> <p>なお、その状況の確認にあたっては、規程類の整備状況にとどまらず、規程類を含めた防止体制が実際に現場において機能しているか否かを確認することが重要である。場合によっては、親会社が子会社の現場従業員との意見交換、規程類の運用実績の確認(サンプルチェック等)<u>といった手段を活用することも考えられる。</u></p>

注49) 贈賄リスクの高い国の子会社において、公務員に対する少額の支出について実務担当者(直属の上司など)に決裁させている例がみられるが、経営層であれば迷うことなく却下できる事案でも、実務担当者の場合、現場との板挟みになり承認してしまうリスクがある。公務員に対する直接・間接の支出の決裁者を例えば、当該子会社の社長、事業担当役員、経理担当役員などの経営層に引き上げることも考えられる。

M&Aの際における留意点(新設)

- **リスクベース・アプローチ**に基づき、贈賄リスクが高いと考えられる他企業の買収にあたっては、当該買収先企業に対するDDを実施し、当該買収先企業が贈収賄関連法違反の問題を抱えていないかを精査すること。
- なお、買収前のDDでは、買収先企業の非協力や時間的制約等もあることから、例えば、**買収直後にも、可能な限り早期に、事前のDDで確認できなかった買収先企業が抱えるリスク事項の検証・監査**を行うこと。
- 買収前のDDでは、以下の点を含む調査を実施することが考えられる。
 - 買収先企業のビジネススキームそのものが、高い贈賄リスクを抱えていないか(例えば、**政府機関との取引が多いか、贈賄リスクが高い地域における取引が多いか、行政機関の許認可取得が重要となるビジネスか**等)
 - 買収先企業の贈賄防止に係る社内規程の整備と実施状況。具体的には、**コンプライアンス・マニュアルの整備、社内教育の実施、リスク評価の実施、リスクを踏まえた監査の実施、エージェント等に対する評価・更新、エージェント等に対する教育・管理、コンプライアンス違反があった場合の処分・是正措置**等。
 - 買収先企業において認識している**過去及び現在の贈賄リスク**(例えば、**過去の社内通報窓口に対する通報案件や監査の結果認識された贈賄案件**等)
 - 政府機関等との取引において、**不自然な支出がないか**(例えば、政府機関等との取引に関連する契約において、エージェント等に対する多額な支払いが認められないか、会計帳簿等に実際とは異なる費目の支出が認められないか等)
- 買収前のDDで十分な情報が得られなかった場合、**M&A契約において、表明保証条項等の活用を検討**することが考えられるが、当該条項を設けたとしても、(脚注)57記載のリスクが直ちに解消されるわけではないことに留意すること
- DDの結果、**買収先企業に贈賄リスクが認められる場合、買収の見送りも含め、具体的な対応(買収案件の見直し、買収後の経営統合作業(PMI)スケジュールの見直しなど)**について検討を行うこと。
- 買収後の検証等により、想定しなかった問題やリスクが顕在化した場合には、早急に対策を検討し、必要があれば、**関係機関への報告も含め、是正措置を講ず**ること。
- 買収後、買収先企業が適切に防止体制を構築・運用することができるように、必要に応じて(1)総論に記載のとおり親会社が子会社に対する支援の実施を行うこと。

※なお、以上の点は、特に、既存会社を買収し、子会社等自社のグループ会社とする場合を念頭においたものであるが、例えば、他企業とジョイントベンチャー(JV)を設立する場合について、**JVのパートナーとなる企業との関係でも、以上の指摘は、基本的に妥当**と考えられる。

有事における対応

新	旧
<p>3. 子会社の防止体制に対する親会社の支援・指導の在り方 (略) また、対応能力に不足がある子会社における有事については、親会社へ生じる影響の大きさを踏まえた適切な対応を確保するため、親会社が積極的に関与することが有力な選択肢となる。<u>必要な場合には、事案の原因究明や事態の収束、再発防止の策定に向けた対応を主導することも期待される。</u> (略)</p> <p>有事対応体制としては、特に以下の点に留意すること。 (略) ○ 自社及び企業集団に不利な事情を含め関係証拠を保全し、ヒアリング等を実施した上で、贈賄行為の可能性が高いと判断される場合は、<u>弁護士への相談、捜査機関への通報や自首、検察官に対する合意制度の適用の申し入れ</u>を検討すること。 (略) <u>○再発防止策の検討に終わらず、子会社における対応状況をモニタリングするとともに、その経営陣の責任追及や再発防止策の有効性や実施状況の確認等を含む企業集団としてのガバナンス機能の回復・強化を図ること。</u></p>	<p>4. 有事における対応の在り方 (略) また、対応能力に不足がある子会社における有事については、親会社へ生じる影響の大きさを踏まえた適切な対応を確保するため、親会社が積極的に関与することが有力な選択肢となる。 (略)</p> <p>有事対応体制としては、特に以下の点に留意すること。 (略) ○ 自社及び企業集団に不利な事情を含め関係証拠を保全し、ヒアリング等実施した上で、贈賄行為の可能性が高いと判断される場合は、捜査機関への通報や自首を検討すること。 (略)</p>

※合意制度の活用を推奨してる。

日弁連：海外贈賄防止ガイドンス(手引)

日弁連：海外贈賄防止ガイドンス(手引)

□ 目的

- 内部統制システム整備義務を果たす上で必要な贈賄防止体制の要素を明確化
 - ⇒取締役の善管注意義務違反のリスクを軽減
- 処罰の減免にも一助となり得る内部統制システムの要素の明確化(※英国UKABや米国FCPAのガイドンスにならったもの)
- 企業および弁護士における海外贈賄防止のための実務対応の在り方を明確化

(下記ページを参照)

<https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2016/160715.html>

諸国法における免責事由

1 不正競争防止法の外国公務員贈賄罪の免責事由

経産省指針において、企業が法人両罰規定における無過失による免責を認められるためには、「**外国公務員贈賄防止対策の実効性を高め、内部統制の有効性の向上を図るための方策をとることが必要である**」と規定している。

2 米国FCPAにおける免責事由

処罰阻却事由にこそならないものの、そのガイドラインにおいては企業が適切なコンプライアンスプログラムを構築しているか否かがFCPAの執行に当たって考慮されることが明記されている。

○DOJガイドライン

- ① Commitment from Senior Management and a Clearly Articulated Policy Against Corruption (上級経営者による誓約・腐敗に対する明確に規定された方針)
- ② Code of Conduct and Compliance Policies and Procedures (行動規範およびコンプライアンス規程)
- ③ Oversight, Autonomy, and Resources (監督・経営陣からの自治・監督のリソース)
- ④ Risk Assessment (リスク評価)
- ⑤ Training and Continuing Advice (教育訓練および継続的アドバイス)
- ⑥ Incentives and Disciplinary Measures (インセンティブおよび懲戒手続)
- ⑦ Third-Party Due Diligence and Payments (第三者のデューデリジェンスおよび支払い)

3 英国UKBA

企業が贈賄を防止するための適正な手続を実施していれば、処罰が免除されることが明文で規定されている。

○法務省ガイダンス

- ① Proportionate procedures (割合に応じた手続)
- ② Top-level commitment (最高レベルの経営陣による誓約)
- ③ Risk Assessment (危険度の評価)
- ④ Due Diligence (デューデリジェンス)
- ⑤ Communication (including training) (訓練を含むコミュニケーション)
- ⑥ Monitoring and review (監視及び見直し)

FCPAにおいてコンプライアンス体制の構築により法人への処罰が免除された事例

○事案の概要

モルガン・スタンレーの不動産グループの上海事務所にマネージング・ディレクターとして勤務していた者が、現地における不動産投資に関し、中国の政府機関の役職員に対して贈賄行為を行った事案。

同事案においては、当該マネージング・ディレクターは、刑事罰として9か月の禁錮刑が科せられ、また、民事上の制裁として、違法収益の吐き出しとして約24万ドルの支払及び贈賄行為により得た利益の放棄が命じられ、また行政上の制裁として米国証券取引委員会より証券業等への永続的な従事禁止が命じられた。

これに対し、モルガン・スタンレーに対しては、米国司法省は、同社が行った行為当時、従業員が贈賄行為を行っていないと合理的に信じるようなコンプライアンス体制を構築していたこと、米国司法省に本件違反行為を自主申告して調査に全面的に協力したことなどを考慮し、米国FCPA違反に基づく執行をしないこととした。

○モルガン・スタンレーが構築したコンプライアンス体制(2002年~2008年)

- ① コンプライアンス業務に500名を超える担当者が専属的に従事
- ② コンプライアンス部門による経営層への報告(CEO及びシニアマネジメント委員会に定期的に報告、取締役にも直接報告することも可能)
- ③ モルガン・スタンレーの贈賄防止ポリシー等を用意し、従業員の研修等を担当する専任の贈賄防止専門家を雇用
- ④ コンプライアンス担当者が顧客との取引やハイリスク分野の従業員等を定期的に監視・監督
- ⑤ 年中無休・24時間対応、多言語対応かつ通話無料のホットラインを設置
- ⑥ 各従業員が贈賄のリスクやFCPA違反の行為につき特に記載したセクションを含む行動規範(code of conduct)の遵守について誓約
- ⑦ 従業員に対する講義・Eラーニング等による研修を実施(2002年から2008年の間、アジア地域の従業員に対しては、米国FCPAにも対応した贈賄防止ポリシーに係る研修が合計54回行われていた)
- ⑧ 不適切な支払を発見・防止するため、外部の法人・個人への支払に際し、複数の従業員が当該支払の承認手続に関与するシステムを構築
- ⑨ 上記プログラムの継続的な評価・改善

出所: 経済産業省資料 (https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/pdf/fcpa/fcpacase02.pdf)

日弁連ガイドライン: 経営トップがとるべき姿勢及び行動

1 経営トップがとるべき姿勢

経営トップは、企業集団として、不正を行ってまで売上や利益を追求してはならないという姿勢を明確に示し、率先垂範する。

2 経営トップがとるべき行動

前項を実施するため、経営トップは、贈賄リスクの状況に応じて、企業集団全体に対し、以下の行動を継続的に行う。

- ① 取締役会において贈賄防止に向けた基本方針を採択し、経営トップが自ら署名して社内外に公表し、企業集団として贈賄防止に取り組む姿勢を社内外に公表する。
- ② 経営トップの贈賄防止に向けた姿勢を継続的に役職員に対して伝達する。
- ③ コンプライアンス委員会、内部統制委員会等の贈賄防止対策を管轄する機関を設置し、上級役員をその長とし、その職務を達成することに十分な権限を付与する。
- ④ 贈賄リスクが高い企業活動を承認しない。
- ⑤ 贈賄に関与した役職員に対しては、その地位にかかわらず厳正な人事処分を行う。
- ⑥ 本項第3号の機関が、贈賄防止対策を実効的に行うために十分な予算配分を行い、その活動を補佐する法務又はコンプライアンス部門の人的資源を十分に確保する。

日弁連ガイドライン: リスクベースアプローチ

1 リスクアセスメントの実施

企業は、贈賄リスクの高い事業活動に対して重点的に人的物的資源を配分するリスクベース・アプローチを採用することを目的として、以下のリスクアセスメントを実施する。

- ① 企業集団が活動する国・地域及びその活動拠点を確認し、その国・地域における**腐敗の程度**につき、**入手可能な資料・情報**(例えば、Transparency International のCorruption Perceptions Index スコアなど)を収集し、確認する。
- ② その**企業活動が属する業界**につき、外国公務員等との接点の高さに鑑み、贈賄リスクを確認する(商社、防衛、製薬、医療機器、資源、**建設**、不動産、運輸、金融は一般に贈賄リスクが高い)。
- ③ **取引形態、事業規模に応じた贈賄リスク**を確認する(政府系入札、通関、許認可取得が必要な事業、現地工場における製造等は一般に贈賄リスクが高い)。
- ④ 企業集団の海外贈賄防止体制につき、**経営トップの姿勢、組織体制、社内規程の整備・遵守状況を検証**する。
- ⑤ リスクアセスメントの方法に関しては、必要に応じ、基礎的情報収集、海外事業部門及び現地の活動拠点における実際の腐敗状況を確認する**ヒアリング、又はアンケート調査**などを実施する。

2 贈賄リスクの程度に応じた対応

前項のリスクアセスメントの結果を分析し、現地拠点又は事業に応じて**贈賄リスクの格付け**を行い、**接待・贈答・外国公務員等の招聘・寄付の規制方法、教育・モニタリングの対象・頻度・方法、エージェントなど第三者の管理・評価の方法、子会社の支援の方法**等を決定する。

3 リスクアセスメントの継続的・定期的な実施

第1項のリスクアセスメントは、**継続的かつ定期的に実施**する。また、第2章に定める有事が発生した場合などリスクアセスメントの内容に重大な影響を与える事象が発生したときは、リスクアセスメントの見直しを検討する。

贈賄リスクの要素

(1) 贈賄リスク要素① ～国・地域～

取引相手の所在国、事業活動を行う地域の贈賄リスクの高低を確認し、リスク評価の要素とする。広く知られているのは、世界的なNGOであるトランスパレンシー・インターナショナルの「腐敗認識指数」(<https://www.transparency.org>)である。同指数によれば、アジア、中東、アフリカ、中南米等の腐敗認識指数は概して悪く、贈賄リスクは高いと評価される(100がもっとも腐敗度が低くクリーンであり、0が腐敗度が大きい)。

(2) 贈賄リスク要素② ～行為類型(活動内容や関わり方)～

海外における活動内容や取引相手との関わり方の態様について、贈賄の起こりやすさの観点から評価を行う。現地での許認可取得など公務員とのかかわりが大きい行為類型は、高リスクとして評価する。例えば、以下のような行為類型は一般的に贈賄リスクが高い。

① 現地エージェント、コンサルタント等の起用

現地政府から許認可の取得を目指す場合や、政府・国営企業からの受注獲得を目指す場合に、助言・交渉役として現地のエージェント等を起用するなどの行為

② 外国公務員等に対する直接、間接の支払いを伴う社交行為、寄付行為

③ 販売における過度の値引き、仕入れにおける高値での購買、多額のリベートの支出などの不自然な行為

④ (腐敗認識指数の悪い高リスク国における)政府関連売上の大きい企業との取引(売買、資本提携等)

⑤ (腐敗認識指数の悪い高リスク国における)SPCの組成と利用

(3) 贈賄リスク要素③ ～業種(自社のセグメント、取引相手の事業内容)～

現地の許認可が必要となるような業種は、外国公務員との関わりも大きくなるので贈賄のリスクが高い。商社、防衛、製薬、医療機器、資源、建設、不動産、運輸、金融はリスクが高いものとして「ガイドライン」にも列挙されている。自社の海外事業のセグメントや相手方の事業内容がこのような業種に属す場合は、リスクが高いものとして評価する。

(4) 贈賄リスク要素④ ～相手の政治的影響力の確認

対面する直接の取引相手や間に入るエージェント、交際費等の支出先が、外国公務員に該当するかどうかをチェックする。

贈賄リスクの格付け(総合的リスク評価)

例えば、1000点満点で以下のとおりリスク格付けし合算してリスクを評価する。

(1) 国・地域:配点100

100－腐敗認識指数:腐敗認識指数は高いほどクリーン(健全)なので、100から引き算し、数値が大きいものほど高リスクとして評価。

(2) 行為類型:配点400

自社の実態や進出国の特性・風習に応じて、よりリスクの高い行為・活動に高配点する。

(3) 業種:配点100

相手方または自社の事業領域が「危険業種」に該当する場合に加点100

(4) 政治的影響力:配点400

商用データベースのPEPsレベルに応じて配点。レベルA:400点、レベルB:300点、レベルC:200点、レベルD:100点。レベルAがもっとも政治的影響力が高い。

日弁連ガイドライン:基本方針・社内規程の策定

1 基本方針及び社内規程の策定

企業は、贈賄防止の内部統制の枠組みとして、**明確な贈賄防止に向けた基本姿勢を示す基本方針**、及びそれを具体化する**社内規程**を策定する。

2 基本方針の内容

基本方針においては、**不正をしてまで売上や利益を追求しないという経営トップの基本的な姿勢**、及び**企業集団に属する全ての役職員が、外国公務員等に対し、直接又は間接を問わずに贈賄行為を行ってはならないことを明確に示す**。

3 社内規程の内容

社内規程には、贈賄リスクの程度に応じて、以下の内容を記載する。

- ① **社内規程の適用範囲**(適用される**グループ企業の範囲**、及び従業員のほか役員にも適用されることを明確にする)
- ② **贈賄の明確な禁止規定**(外国公務員等に対して、直接又は間接を問わず、金銭その他一切の利益を供与、申込み、約束又はこれらの行為を承認してはならないこと)
- ③ **不正会計の防止**(賄賂の支払が「コンサルティング費用」等の虚偽の名目で支払われることに着目し、実態と異なる会計処理と記録を禁止すること)
- ④ **懲戒**(就業規則を引用するなどして、社内規程(それに付属する規則を含む)に違反した場合には懲戒の対象となることを明確にすること)
- ⑤ **内部通報制度**(贈賄に関する通報が内部通報制度の対象であること)
- ⑥ **組織体制**(本社及び現地における海外贈賄防止のコンプライアンスを担当する組織の体制)
- ⑦ **手続規程**(接待・贈答・外国公務員等の招聘、寄付、エージェンなどの第三者の起用に関する手続)

4 手続規程の内容

前項7号の手続規程に関しては、以下を参考として策定する。

- ① **接待・贈答・外国公務員等の招聘手続**(一定の接待・贈答を認める場合には、いかなる場合に、いかなる手続により認められるかを明確にした上で、金額の上限につき、現地法上の上限がある場合にはその範囲内で上限を設定し、それがない場合には各社のリスク判断に基づき上限を設定し、それを超える場合にはコンプライアンス担当者の承認を要するなどの手続を策定する)
- ② **寄付に関する手続**(寄付の趣旨、寄付の相手方の実在性、属性、寄付を行う趣旨、外国公務員等との関係等を確認する手続を策定する)
- ③ **第三者の起用手続**(第5条規定のとおり)

5 基本方針及び社内規程の言語

基本方針及び社内規程は、必要に応じ、**英語及び適用される国地域の言語**に翻訳する。

日弁連ガイドライン:組織体制

1 組織体制整備の必要性

海外贈賄防止のコンプライアンスは、企業の規模及び贈賄リスクの程度に応じて、**本社及び現地拠点において組織体制を構築**する。

2 本社の組織体制

本社の組織体制としては、①**取締役会又は社外取締役過半数により構成される監査委員会に対して報告する内部統制委員会、コンプライアンス委員会、又は海外贈賄防止のコンプライアンスに特化した委員会等を設置し、社長以外の上級役員がその長となって経営からの独立性を確保し、②その下で、法務・コンプライアンス、経理、人事、内部監査等の担当部署が実務を行うことが望ましい。**

3 現地拠点の組織体制

現地拠点(現地拠点が小規模である場合にはその拠点を統括する現地統括拠点)において、**現地拠点の経営陣から独立した者の中から現地コンプライアンス責任者を選任し、社内規程に基づく承認決裁又は本社コンプライアンス組織への報告を行うことが望ましい。**

4 内部通報制度及び相談窓口の設置

日本国内のみならず、**現地拠点の役職員も利用可能**であり、匿名での通報・相談が原則可能な**内部通報制度及び相談窓口**を設置し、その存在の啓発活動を積極的に実施する。

日弁連ガイドライン: 第三者の管理

第三者の管理方法としては、**贈賄リスクの程度を勘案**して第三者との**契約締結前**、**更新前**又は**定期的**に、以下の方法のうち適切なものを採用し、贈賄リスクに応じて設定された承認権者が、贈賄リスクを評価して**第三者との取引承認の決定**。

- ① **第三者との間の契約書に贈賄防止文言を明記**(**表明保証・誓約**(当該第三者がこれまでに汚職を行ったことがなく今後も行わないこと)、**監査権**(贈賄の疑いが生じたときの監査権)、及び**解除権**(贈賄の疑いが生じた場合の無催告解除権)を記載。また、**契約には具体的な業務内容、成果物、納期及び代金の支払先**(合理的理由なく、第三国の銀行口座を指定しない)を記載することを義務付ける。)
- ② **第三者から質問票及び贈賄行為を行わない旨の誓約書**を取得(**会社の基本情報**(商号、本店所在地、連絡先、事業内容、設立年月日)、**役員及び主要株主並びにこれらの者と外国公務員等**又はその親族との関係、**過去に汚職を行い又はその嫌疑を受けた事実の有無**、**以上の情報の照会先**(business reference)を記載する。その上で、当該第三者において、以上の情報が正しいことを宣誓させ、署名を受ける。)
- ③ 第三者に関する調査を実施(贈賄リスクに応じて、簡易かつ低コストの方法として**Google 等の検索エンジンで過去の汚職等の犯罪歴を確認**すること、第三者の存在性を確認するため**商業登記簿謄本**などの取得、**コンプライアンス体制を充実させるならば外国公務員等に関する有料のデータベースを用いること**などを検討する。加えて、特にリスクの高い第三者に関しては、**調査会社を起用の上、バックグラウンド調査を行うこと**、さらには**法務・コンプライアンス担当者が直接、当該第三者を訪問して面談すること**を検討する。調査の結果は社内でデータベース化し、適時に更新する。)
- ④ **取引担当者に申請書提出を義務づける**(各取引の担当者(オーナー)を特定し、かつ、担当者の申請においては、①から③に関する文書の添付を要求するとともに、委託する業務内容、成果物、当該第三者を選定する**具体的理由**、**支払う金額が合理的な金額であるか**(Fair Market Value)等の**情報提供**を求める。)

日弁連ガイドライン: モニタリングと継続的改善

1 モニタリングと継続的改善の必要性

企業は、基本方針及び社内規程の遵守状況を定期的にモニタリングし、継続的に改善する。

2 モニタリングの方法

モニタリングは、リスクアセスメントの結果に応じて、コンプライアンス委員会等における検討を通じて、以下のうち適切な方法により、実施。

① 法務コンプライアンス部門又は内部監査部門による高リスク地域の現地拠点訪問・ヒアリングによる監査（使途不明金の支出、不明朗な販売管理費の支出、小口現金等の現金の管理状況、取引先一覧、エージェントなどの第三者の起用状況、接待・贈答の申請の際に提出された領収書等の確認）

② 社内規程の手続に応じて申請された届出内容の確認

③ 違反事例の検討

④ 相談・内部通報窓口の利用・啓発状況の確認

⑤ 贈賄を防止するのに十分な内部統制が存在するかを実地で確認するウォーク・スルー・テスト等

3 継続的改善の方法

継続的改善は、前項のモニタリングの結果を踏まえ、本ガイダンス(手引)に示す海外贈賄防止のための内部統制の強化を、社内規程の改訂、組織体制の整備、エージェントなどの第三者の管理方法、経営トップの誓約等について、継続的に実施する。

日弁連ガイドライン:ファシリテーション・ペイメント

1 ファシリテーション・ペイメントの禁止

企業は、通常の行政サービスの円滑化のための少額の支払（「ファシリテーション・ペイメント」）に関しても、その支払が禁止されることを明示。

2 ファシリテーション・ペイメントの解消に向けた取組

海外の現地拠点が前項に関わらずファシリテーション・ペイメントの支払を行実態があることが判明した場合、**本社コンプライアンス組織を中心**として、当該現地拠点に関して以下の対応を行うことが望ましい。

- ① ファシリテーション・ペイメントの支払実態を調査
- ② ファシリテーション・ペイメントの支払に関する記録を作成するよう指導
- ③ 役職員に対して、ファシリテーション・ペイメントを断る方法を含む実務的な贈賄防止のためのトレーニングを実施
- ④ ファシリテーション・ペイメントの支払の実態を定期的にモニタリングし、当該現地拠点とともに現地弁護士を含め対応策を検討し、現地の日本大使館・領事館、商工会議所、外務省、JICA、ジェトロ、同業者組合等を通じて現地政府に対して改善を要求するなど当該現地拠点とともにファシリテーション・ペイメントを解消する方法を検討

日弁連ガイドライン:記録化

1 記録化の必要性

企業は、主として以下に掲げる目的を達成するために記録化を行う。

- ① 企業が、不正を行っていないこと及び適切な海外贈賄防止体制を整備していることの証明を行うこと。
- ② 企業内部で役職員に記録化を義務付けることにより、役職員による贈賄行為を抑止すること。
- ③ 企業が外国公務員等に対する支払等を記録化していることを相手方に示すことにより、外国公務員等による当該企業に対する賄賂の不当要求を抑止すること。
- ④ 監査を含めたモニタリングを効率的かつ容易に実施できるようにすること。

2 内部統制プロセスの記録化

企業は、海外贈賄防止体制を整備するにあたり、その実施のプロセスを可能な限り記録化する。

3 適切な会計帳簿の記録

企業は、以下の方法により、会計帳簿における記録化を行う。

- ① 企業は、企業集団を通じたすべての取引につき、合理的な程度に詳細・正確・公正に反映する会計帳簿等の会計記録を作成する。贈賄などの不正な支払を隠匿するために虚偽の記録を行うこと、会計帳簿等に記載されていない現金預金を使った贈賄等は許されない。
- ② 企業は、接待・贈答、外国公務員等の招聘、寄付、エージェントなど第三者の起用等に伴い費用を支出するときは、適時かつ第1項の目的に資する形でその金額・費目・支払内容を会計帳簿に記録する。

日弁連ガイドライン: 不当要求を受けた場合の有事対応

1 不当要求拒絶の原則

腐敗が深刻な国・地域では、企業は、外国公務員等から賄賂の支払を強要される場合も多いところ、一度賄賂を支払うと更なる不当要求を受け贈賄が継続してしまう危険性があることから、企業は、不当要求を拒絶することを原則とし、そのための有事対応を実施する。ただし、外国公務員等からの賄賂の要求を拒絶することにより、役職員の生命、身体、自由が侵害される現実の危険性がある場合は、この限りではない。

2 組織的な対応の必要性

外国公務員等による賄賂の不当要求に対する対応を現場の役職員に委ね孤立させることは、現場の役職員が不当要求の圧力に屈してしまう危険性を高めると共に、役職員の労働・人権問題にもつながりかねないことから、企業は、**外国公務員等から賄賂の不当要求を受けた場合には、組織的に有事対応を実施**する。この場合には、海外贈賄の問題に精通した弁護士に早期に相談することが望ましい。

3 外部機関との連携の必要性

海外贈収賄問題は、一企業のみで外国公務員等の賄賂要求を不利益も覚悟して拒絶するといった適切な対応を講じることが困難な場合も多い一方、外部機関と連携して集団的な対応を取ることで不当要求を回避できる場合もあることから、事案に応じて、**外部機関への相談**を検討する。

4 有事対応の内容

企業が、外国公務員等からの賄賂の要求を受けた場合に組織的に不当要求を拒絶するための有事対応は、以下のうち適切な方法により実施する。

- ① 現場における第一次対応(明確な拒否(ただし、生命、身体、自由に関する現在の危険が認められる場合を除く)、迅速な報告)
- ② 迅速な本社(親会社)への情報伝達
- ③ 状況の重大性に応じた、危機管理対応チームの設置、並びに日本及び現地の弁護士との相談
- ④ 状況の重大性に応じた、適時の、本社(親会社)の社外取締役、監査役(社外監査役を含む)への報告、現地日本大使館・領事館の日本企業支援窓口やジェットロ、現地商工会議所等に対する相談
- ⑤ 開発協力事業に関しては、外務省及びJICAに設置された不正腐敗情報相談窓口への相談

※取締役の善管注意義務の履行等の観点から、その対応を記録化することを検討。

日弁連ガイドライン: 不当要求に応じてしまった場合の有事対応

企業が、外国公務員に賄賂を供与・申込み・約束した事実を把握した場合(その可能性を把握した場合を含む)の有事対応(危機管理)は、以下のうち適切な方法により実施する。

- ① 更なる供与又は約束を防止するための現場における対応
- ② 自らに不利な事情も含め、証拠の保全を図るために必要な措置
- ③ 担当役員の決定、調査チームの設置等の手順
- ④ 担当役員、調査チームの権限明記(担当役員、調査チームは、当該事案関係者による影響を受けない独立性のある者でなければならず、調査チームには調査に習熟した専門家を加えることが必要である)
- ⑤ 調査結果(途中経過も含む)の迅速かつ適時の本社(親会社)への情報伝達
- ⑥ 事案の重大性に応じた本社(親会社)の社外取締役、監査役(社外監査役を含む)への適時の報告
- ⑦ 調査の結果、贈賄行為の可能性が高いと判断される場合は、捜査機関への通報や自首、開発協力事業に関しては外務省及びJICAに設置された不正腐敗情報相談窓口への相談等の検討
- ⑧ 調査により判明した事実に基づく、原因究明、再発防止策の策定及び関係者の処分

※取締役の善管注意義務の履行等の観点から、その対応を記録化することを検討。

日弁連ガイドライン:企業買収(海外贈収賄防止DD)

① 買収契約締結前

買収前においては以下の事項に留意して海外贈収賄防止DDを実施する。

- (ア) 買収計画段階において、対象事業の活動国、業界、事業形態に応じた贈収賄リスクのリスクアセスメントを実施する。
- (イ) 海外贈収賄防止DDを、買収のための法務監査及び財務監査と並行して早期に計画し、リスクの程度に応じた人的・物的資源の配分を行う。
- (ウ) 海外贈収賄防止DDにおける確認内容としては、(i)買収対象企業において本ガイドライン(手引)に定める海外贈収賄防止体制が構築されているか、(ii)経営トップ、主要役職員のコンプライアンス意識の高さ、(iii)事業活動のエージェント等の第三者への依存度、(iv)第三者の活動国以外の国に存在する銀行口座への支払、(v)接待・贈答・招聘・寄付等に関する費用支出、頻度、態様、(vi)現金口座の管理及びファシリテーション・ペイメントの支払、(vii)許認可の取得、通関に関する費用の支出状況、(viii)政府関係者の親族の雇用、(ix)内部通報の状況、(x)買収先企業又は経営陣の前科・前歴・行政処分歴、(xi)贈収賄を防止するのに十分な会計制度の存在等を確認する。
- (エ) 海外贈収賄防止DDの手段としては、提供された資料の精査、ヒアリング、贈収賄を防止するのに十分な内部統制が存在するかを実地で確認するウォーク・スルー・テスト、バックグラウンド調査を、必要に応じて、法律事務所、会計事務所、フォレンジック企業、調査会社等を起用して実施する。

② 買収契約の締結

買収契約を締結するにおいて以下の事項に留意する。

- (ア) 海外贈収賄防止DDの結果、贈収賄問題を発見した場合においてその問題が買収の目的を達成できる程度である場合は、買収契約の誓約条項において、必要に応じて、買収対象企業をして、関与役職員の処分、発見事項に関連した追加調査及び報告、経営トップの贈収賄防止への強い姿勢を示す誓約書の提出、又は実行可能な再発防止策の検討と導入などを実施させる内容の売主の誓約条項を合意する。
- (イ) 海外贈収賄防止DDの結果、買収の目的を達成できない程度に贈収賄リスクが高い問題を発見した場合には、買収の取りやめ又は贈収賄リスクが高い部分の事業を含まない買収への計画変更を行う。
- (ウ) 買収契約において、当該買収対象事業につき贈収賄問題が存在しないことを内容とする売主の表明保証条項を合意する。

③ 買収完了後の対応

買収完了後には、以下の事項に留意する。

- (ア) 買収完了前の海外贈収賄防止DDにおいてインサイダー規制又は売主の非協力により十分な情報を入手できない場合には、買収完了後直ちに一定の期間を設けて贈収賄リスクが高い分野を中心に十分な海外贈収賄防止DDを実施する。
- (イ) 買収完了後に発見した贈収賄問題については、当局への通報の検討、関与役職員の処分、又は再発防止策の導入のほか、買収契約における表明保証条項を行使するなどして買収に関連する贈収賄リスクを最小限にするように努める。
- (ウ) 買収完了後、自社の基本方針及び社内規程を含む海外贈収賄防止の内部統制を買収対象事業に対して速やかに適用し、買収対象事業のモニタリングを実施する。